

千葉市と東京ガス株式会社との持続可能な地域社会の実現に向けた 包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップの下で持続可能な社会を実現するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働を推進することにより、持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）脱炭素化の推進に関すること。
 - （2）環境・自然に関すること。
 - （3）安全・安心に関すること。
 - （4）健康・福祉に関すること。
 - （5）子ども・教育に関すること。
 - （6）インクルーシブなまちづくりに関すること。
 - （7）地域経済に関すること。
 - （8）その他、持続可能なまちづくりに向けた取組に関すること。
- 2 甲及び乙は前項各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社等を実施させることができるものとする。
- 4 連携事項の具体的な内容等については、甲及び乙が合意の上、決定するとともに、必要に応じて別途書面にて定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 6月 5日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 東京都港区海岸1丁目5-20
東京ガス株式会社
代表執行役社長 笹山 晋一